**平成２３年（フ）第６８号**
青森市浪館前田１丁目21番24号　コーポ秋元Ａ－５
債務者　山田　正一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３号**
北海道帯広市西11条南29丁目10　コウエマンション、住民票上の住所北海道帯広市西７条南24丁目82番地
債務者　赤津　由美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第４５号**
静岡県浜松市南区芳川町795番地の２
債務者　服部　恵治
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第７４号**
静岡県浜松市東区豊町2489番地の２　プリマベーラⅡ―102、前住所静岡県浜松市東区笠井新田町1420番地の１　フォレストヴィラⅠ―101号室
債務者　都築　恵実（旧姓兼子）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第２５号**
愛知県豊川市蔵子１丁目25番地３
債務者　吉田　悠弥
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第３４号**
長崎県佐世保市権常寺町1501番地　早岐住宅Ｅ―505
債務者　秋月美代子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第４２号**
長崎県佐世保市勝海町141番地２　松永アパート201号、旧住所長崎県佐世保市広田４丁目10番５―102号
債務者　富永　渉太
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第４３号**
長崎県佐世保市勝海町141番地２　松永アパート201号、旧住所長崎県佐世保市広田４丁目10番５―102号
債務者　富永　由夏（旧姓谷頭）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第９号**
熊本県人吉市上林町962番地コーポ上林202号、住民票上の住所熊本県人吉市鬼木町902番地３池田コーポ202号
債務者　田山　健宏
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２３年（フ）第５号**
川崎市川崎区中島２丁目６番11号　サンハイツ山崎101
債務者　山沖　健司
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第６７号**
川崎市川崎区四谷上町12番18―205号　川崎グランドハイツⅠ
債務者　瀬下　輝幸
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３２号**
沖縄県宜野湾市大謝名４丁目３番13号　沖商ハウジング５－Ｄ
債務者　具志堅興欣
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第９７５６号**
大阪市旭区中宮４丁目８番12号
債務者　南　由美子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第９１０号**
大阪府高槻市天王町５番８―102号
債務者　大矢美佐枝（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部